

整理番号	分類	提案事項名(タイトル)	提案の具体的内容	提案理由	根拠法令等	所管官庁	抽出元			国民の声検討要請回答					
							FU	国民の声	委員提案	制度の現状	該当法令等	分類	内容	措置の概要(対応策)	
9	復旧・復興	区分所有法における決議要件の緩和	区分所有建物に係る管理組合総会の決議要件(特殊決議、特別決議、普通決議)について、頭数要件の緩和、特別決議や特殊決議における規約で別段の定めができる範囲の拡大、建物の主要用途毎の決議要件の設定(商業用・オフィス用について頭数要件を削除し、議決権要件のみとする等)、決議要件自体の緩和など見直しを図るべきである。	区分所有建物については、管理組合総会の決議要件は以下のとおりである。 ①普通決議(例:共用部分の軽微変更) 区分所有者及び議決権の各過半数の賛成。ただし、規約で別段の定めが可能 ②特別決議(例:共用部分の重大変更【例:大規模修繕】、規約の変更) 区分所有者及び議決権の各4分の3の賛成。原則、規約で別段の定めはできないが、「共用部分の重大変更」に限り、規約により、区分所有者の定数を過半数まで減ずることが可能 ③特殊決議(建替決議) 区分所有者及び議決権の各5分の4の賛成。規約で別段の定めはできない。 大都市、地方都市ともに、マンションなどの建物の老朽化が進むなか、建物の耐震性や耐火性が不足していたり、省エネ化やバリアフリー化に対応していないなど、住民の安全・安心の確保、良好な住環境や街並みの形成といった観点から大きな社会問題となっている。また、地球温暖化対策上、家庭部門からのCO2排出量の削減が急務であるが、省エネ性能の高い建築物への建替えは効果の大きい対策である。しかし、建替えのための合意形成の難しさなどにより思うように建替えが進んでいない。こうした老朽化した建築物の良質なストックへの建替えを推進していくため、区分所有法上の各種決議要件を緩和すべきである。		法務省				●	●	建物の区分所有等に関する法律第17条、第39条、第62条	○ 対応不可	1 法律上の手当て又は予算要求が必要	区分所有法は、区分所有者相互間の権利調整を図るため、集会の決議が個々の区分所有者に及ぼす影響を考慮して、決議の内容に応じて異なる決議要件を設けていますので、これを見直すことについては、区分所有者ごとに異なり得る多種多様な利害関係に配慮した慎重な検討が必要です。したがって、現時点において、提案事項について措置を講ずることは困難です。なお、共用部分の変更については、従前、著しい費用を要する変更については4分の3の特別決議が必要とされてきましたが、平成14年の法改正によって、建物の形状又は効用を著しく変更しないものについては、費用の多少にかかわらず、集会の普通決議により行うことができることとされ、従前と比較して、普通決議で行うことのできる範囲を拡大する措置を講じています。
10	復旧・復興	区分所有法における団地の一括建て替え要件の緩和	区分所有法における一括建て替え決議の要件を、団地全体の区分所有者及び議決権のそれぞれ5分の4以上の賛成のみとし、各建物毎の区分所有者及び議決権のそれぞれ3分の2以上の要件を削除、または緩和(多くとも過半数)すべきである。	建物の区分所有等に関する法律により、団地区分所有者集会において、団地内建物の区分所有者及び議決権の各5分の4以上の多数により団地内建物の一括建て替えを決議することができる。但し、各団地内建物毎に区分所有者及び議決権の3分の2以上の賛成を得る必要がある。 複数の棟からなる住宅団地は、各棟の区分所有者数に差がある場合があり(例えばタワー棟と低層棟からなる一団地の場合)、仮に全体の団地管理組合の5分の4以上賛成が得られたとしても、区分所有者の少ない棟において、ごく少数の反対により、その棟の3分の2以上の賛成が得られず、全体としてわずか数%の反対により、全体の80%の総意が翻ることとなり、今後増大すると予測される建替え事業の推進に多大な影響を及ぼす。 土地は原則として区分所有者の一筆共有であり、建物については区分毎に個別評価されることから、全体での賛成が要件を満たせば、個々の権利者の権利を保護していると考えられる。そのため建物別の区分所有者要件は撤廃すべきである。首都直下型地震が想定される中、老朽化した建築物の建替えは、防災上の観点からも喫緊の課題であり円滑な更新が望まれる。	区分所有法第70条	法務省				●	●	区分所有法第70条	○ 対応不可	1 法律上の手当て又は予算要求が必要	団地内に複数の区分所有建物がある場合であっても、異なる建物の区分所有者間では、それぞれ他の建物について何らの権利も持っていないのが原則です。したがって、敷地の共有関係を媒介にした団体に過ぎない団地全体の多数者の意思をもって、建替えを望まない区分所有者が多数を占める建物について建替えを強制することは、当該区分所有者の区分所有権を制約するものであって、それが過度の制約となる場合には、財産権の保障という観点から憲法上の問題が生じかねず、提案事項について措置を講ずることは困難です。 なお、現行の団地一括建て替え決議に係る規律を設けた平成14年改正正当時においても、各棟に要求される決議要件を3分の2とすることについては、慎重な意見も出されていたところです。
11	復旧・復興	借地借家法における正当事由制度の見直し	建物の賃貸人が更新拒絶・解約申し入れを行う場合の正当事由を拡大し、建物の老朽化や耐震性の不足を理由とした建替えの必要性、区分所有法に定める建替え決議や法定再開発などの認定などを正当事由とすべきである。	借地借家法では、建物の普通賃貸借契約において、賃貸人が更新拒絶・解約申し入れの正当事由に含まれるのは、建物の使用を必要とする事情の他、利用状況、従前の経過、現況、財産給付である。明渡しに関して賃貸人・借借人間で争いが生じた場合には、上記正当事由を総合的に考慮したうえで、裁判所等が判断しており、傾向としては賃借人に有利な判断が下される場合が多い。 例えば、賃貸人が建物の建替を予定する場合、その他に正当事由たりえる事由が無い場合には、明渡しが認められることは皆無に等しく、また、建物の老朽化を正当事由にする場合、相当の老朽化でなければ同様に明渡し認められない。 良好な街づくりのためには、一定程度の建物等の更新が不可欠であるが、賃借人との明け渡し交渉の不調がそれを著しく阻害している。耐震性能の強化についても、明け渡し交渉の困難により不可能となる場合が多い。良好な街づくりや良好な建物ストック形成のためにも、借地借家法の改正が必要である。	借地借家法第6条、第28条	法務省				●	●	借地借家法第28条	b 検討	1 法律上の手当て又は予算要求が必要	借地借家法が、あらゆる借家契約に適用される一般法であり、借主保護も趣旨としていることを踏まえ、借主の利益が害されるおそれ等も考慮しつつ、慎重に検討する必要があると考えております。そのため、具体的なスケジュールを明示することは困難です。 なお、「傾向としては賃借人に有利な判断が下される場合が多い。」との記載は、何らの根拠もないと考えます。
12	復旧・復興	所有者不明農地の地権者同意要件の緩和	東日本大震災の被災地において、復興事業を円滑に進めるため、所有者等が明確でない農地を有効活用できるよう、地権者同意要件を緩和すべきである。	農地転用にあたっては、原則として、全ての土地の地権者(登記簿謄本上の所有権登記者)からの同意書が求められるが、東日本大震災の被災地では所有者や相続人の所在が不明な場合や、数十人もの共有名義の土地で一部の名義人の所在が不明な場合なども少なく、農地転用許可が極めて困難となっている。 「復興に当たっての土地利用調整手続の一元化のための特別措置の具体的仕組みについて(骨格)」(2011年7月:農林水産省、国土交通省)では、「所有者の所在が不明な土地の取扱いについて特別な措置を検討する」とされているが、復興事業を早急かつ円滑に進めるため、検討を急ぐべきである。	農地法第5条第2項第3号	農林水産省				●	●	東日本大震災復興特別区域法(以下「復興特別区域法」という。)第46条第1項に規定する復興整備計画を同条第6項の規定に基づき公表した場合には、同法第50条第1項又は同条第3項に基づき、当該復興整備計画に記載された復興整備事業を実施するための農地法第4条第1項又は第5条第1項の許可があったものとみなされます。	d 現行対応可能	v 通達等による手当てが必要	1 復興特別区域法に基づく復興整備事業においては、当該事業の実施に当たり必ずしも全ての土地の地権者からの同意を要することとしておらず、例えば、市町村が実施する土地区画整理事業については、地権者等の意向をできる限り反映しつつ、最終的には事業主体の判断のもとにより、農地転用、事業の実施を行うことが可能となるよう措置したところです。 2 さらに、復興特別区域法においては、所有者等の所在が不明な土地の確認については、不動産登記簿、戸籍謄本、住民票、避難所に関する情報、近隣住民から収集した情報等に基づき行うこととしており、また、復興特別区域法を活用して復興まちづくりを進める協議会に被災農業者等の関係者を加えることができるなど住民の意見を反映させるよう措置したところです。

整理番号	分類	提案事項名(タイトル)	提案の具体的内容	提案理由	根拠法令等	所管官庁	抽出元			国民の声検討要請回答			
							FU	国民の声	委員提案	制度の現状	該当法令等	分類	内容
13	復旧・復興	緊急自動車の指定範囲の拡大	<p>医療用ガスを緊急輸送する際、緊急自動車の指定を受けられる様に、「道路交通法施行令第13条」を緩和すべきである。</p> <p>現行の緊急車両の指定は、輸血に用いる血液製剤、移植に供する臓器等を輸送する場合と規定されており、医薬品である医療用ガスの緊急輸送は、指定の適用外となっている。</p> <p>しかし、医療用ガスも、血液製剤等と同様に、人命に大きな影響を及ぼしかねないものであり、緊急自動車の指定を受けられる様に、施行令を緩和すべしである。</p>	<p>東日本大震災直後の緊急対策として、厚生労働省医政局経済課の要請の元に、警察庁交通局交通規制課から「平成23年東北地方太平洋沖地震に対して医薬品、医療機器等を輸送する車両に対する緊急通行車両確認該章の交付について」が発令された。これを受けて、被災地における緊急対応は迅速に行うことができた。</p> <p>しかし、被災地以外の停電地域においては、この緊急通行車両確認該章は効力が無く、医療施設や在宅患者の緊急対応は、非常に厳しい状況を余儀なくされた。また、平時においても、医療施設から、医療ガスの緊急手配、医療ガス供給設備の不具合等で、緊急要請がある。更に、「在宅酸素療法及び在宅人工呼吸器療法」の患者様においても、緊急に対応しなければならぬ事例が多々ある。</p> <p>医療用ガスは、供給停止が人命に関わる緊急物資であり、加えて、医療ガスは高圧ガスであるため、その輸送においても、自動車は「高圧ガス保安法」に規定をされた装備が必要とされ、輸送する要員も資格、知識を有する者が就かなければならず、一般の物品輸送とは異なり、緊急時における代用の手当ては困難である。</p> <p>ついで、医療ガスの輸送についても、緊急時に素早く対応するため、緊急自動車の対象となる様、施行令の緩和をお願いしたい。</p>	<p>道路交通法第39条 一 道路交通法施行令第13条</p>	警察庁				<p>道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第13条第1項各号に規定する自動車について、各都道府県公安委員会が、緊急自動車として届出を受け、又は指定を行っています。</p>	<p>道路交通法第39条 道路交通法施行令第13条</p>	c 対応不可	<p>緊急自動車については、その台数が過度に拡大することになれば、他の緊急自動車の通行を含む交通における大きな障害を生じさせかねないことから、用務の緊急性と道路交通における渋滞・危険の防止との均衡を考慮して、その対象となる緊急の用務が定められています。</p> <p>医療用資機材の運搬については、輸血用血液製剤や移植用臓器の運搬が緊急の用務とされる一方で、その他の医薬品等の運搬については緊急の用務とされていませんが、これは、輸血用血液製剤や移植用臓器については、その性質上、希少かつ貯蔵が困難なものであるためです。</p> <p>医療用ガスについては、施設や在宅での医療に欠かせない重要な医療用資機材ではありますが、提案者からの説明によれば、JIS規格でも貯蔵量の基準が示されるなど一定期間の貯蔵が可能であり、輸血用血液製剤や移植用臓器のような希少性はないとのことであるため、輸血用血液製剤や移植用臓器と同様に緊急の用務とする必要性が示されていない現時点において、医療用ガスの運搬車両を緊急自動車とすることは困難です。</p> <p>なお、医療用ガスの緊急使用が必要な個別の患者について、救急用自動車等により対応することは可能です。</p>
14	復旧・復興	国内輸送におけるISO規格大型海上コンテナの活用(集配トレーラの通行許可に付される国際貨物限定条件の撤廃)	<p>通達「海上コンテナ用セミトレーラ連結車の橋梁照査式適合車両の取扱について(以下、橋梁照査要領)」の国際貨物限定条件を削除し、国際貨物積載時と国内貨物積載時の特殊車両通行許可制度の基準を統一すべきである。</p> <p>これにより、一般産業物資の国内輸送にISO規格大型海上コンテナ(20FT/40FTコンテナ)と内航船輸送網が活用可能となり、物資の大量輸送インフラを整える事ができる。</p>	<p>国内各港には、橋梁照査要領に基づき道路通行が許可された海上コンテナ用セミトレーラが多数配備されているが、上記通達により積荷が国際貨物に限定される。この為、当該車両を一般産業物資等の国内輸送に活用する場合には、同一車両、同一経路であっても、通達「バン型等の連結車に係る特殊車両の通行許可の取扱について」等に基づく再申請が必要となり、かつ、審査基準が異なる為、積荷を5~20%程度減載する必要がある。</p> <p>今後、海外から東日本地域への一般産業物資、復興物資等の供給が見込まれるが、国内産品よりも海外産品の方が、ISO規格大型海上コンテナを活用した低コストでの大量海上輸送が可能であり、国内産業の復興に不利な競争条件となっている。</p> <p>国土省道路局の資料では、車両軸重が増し、道路への悪影響が増す(舗装:軸重4乗比例/橋梁:軸重12乗比例)とあるが、幹線部分を海上輸送する前提に立てば、むしろ道路影響総量は大幅低減できる。</p> <p>本件は、規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日閣議決定)において、平成23年度に調査を開始することとなっているが、国内貨物積載時の特殊車両通行許可制度の基準を統一する方向で早期に結論を得て措置すべきである。</p>	<p>道路法第47条、第47条の2、車両制限令第3条、海上コンテナ用セミトレーラ連結車の橋梁照査式適合車両の取扱について(平成10年3月31日付通達)、バン型等の連結車に係る特殊車両の通行許可の取扱について(平成6年9月8日付通達)</p>	国土交通省				<p>道路法第47条、第47条の2、車両制限令第3条、海上コンテナ用セミトレーラ連結車の橋梁照査式適合車両の取扱について(平成10年3月31日建設省道交発第39号、道企発第22号)</p>	b 検討	<p>我が国の道路は軸重10トンを前提に設計されており、このため、通行にあたっては許可を必要とするものを含め、軸重10トンを上限值としています。国際海上コンテナは、通関条約(*)により封印されているため、積荷を分割することが困難である特殊な貨物であります。2軸トラックを用いたその輸送では、当該国際海上コンテナの重量によっては、例えば国際標準化機関により規格化された40ftコンテナ最大総重量での輸送の場合、軸重が10tを超えてしまうことがありうることから、例外的にエアサスペンション付であることを条件として駆動軸のみ軸重11.5トンまで認めているところです。</p> <p>国際貨物限定条件を緩和し、国内貨物運送においても同一条件で通行許可することについては、大型車両の通行実態や軸重緩和による道路構造への影響分析、違反状況調査等を実施しており、その結果をもとに必要な検討を行い、平成24年度中に結論を得ることを目標としています。</p> <p>※国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約(TIR条約)</p>	
15	復旧・復興	45フィートコンテナ等大型貨物輸送許可制度の創設	<p>45フィートコンテナをはじめとした、大型貨物の一般公道における陸上輸送が可能となるように包括的な許可制度を創設すべきである。</p>	<p>わが国では例えば海上コンテナ輸送用トレーラの連結長が16.5mに規制されている為、連結長が17.3mになる45フィートコンテナは原則として一般公道を通行できず、国内では45フィートコンテナも利用できない為、輸送業の国際競争力が損なわれている。又、40フィート背高コンテナや大型貨物の通行できる範囲が制限されている。</p> <p>国際化の流れに合わせて45フィートコンテナや大型貨物の国内陸上輸送を可能とすることで、物流の効率化やコスト削減、CO2削減を達成できるため、国内における45フィートコンテナ等の通行が可能となるような包括的な許可制度を創設すべきである。</p> <p>なお、「規制・制度改革に係る方針」(平成23年4月8日閣議決定)において、平成23年度に、45フィートコンテナ運送の全国展開に向けて構造改革特別区域における安全面等の検証を開始することとしているが、早期に検証を行い結論を得るべきである。</p>	<p>道路法第47条、車両制限令</p>	国土交通省							
16	日本再生	信託による公共施設の建設等を可能とするための地方自治法の見直し	<p>1986年(昭和61年)に発出された自治事務次官通知では、地方公共団体が公用・共用施設の建設等を主目的として信託を行うことを禁止している。民間ノウハウを活用して行財政改革を行う取り組みを進めるためにも、公共施設の建設等を主目的として信託を行うことを可能とすべきである。</p>	<p>地方自治法は、地方公共団体が民間のノウハウを活かして普通財産を有効に活用できるようにするため、土地を信託することを認めている。実際、土地信託に当たっては、信託銀行がそのノウハウを活かして、土地の有効利用の企画立案から工事の発注、建物の維持・管理を行っている。具体的には、民間施設あるいは官民複合施設が建設され、その管理・運用の成果を信託配当として委託者兼受益者である地方公共団体へ交付しており、行財政コストの削減や行政サービスの向上に貢献している。</p> <p>しかしながら、1986年に発出された自治事務次官通知では、「公用・共用施設の建設等は、本来、普通地方公共団体の責任と負担において行われるべきものであることにかんがみ」、これを主たる目的とする信託を行ってはならないとしている。同通知は1986年に発出されたままとなっているが、この間、民間の創意工夫を活かして行財政改革を進めるため、PFIや市場化テストなどの制度が誕生しており、公用・共用施設の建設等は地方公共団体によって直接的に行われるべきものとはならなくなっている。このため、地方自治法における信託制度も、時代の要請に合わせたものとする必要がある。</p> <p>なお、震災復興に当たっては、民間ノウハウの活用という点で信託制度を活用することが可能であり、本規制の速やかな見直しが期待される。</p>	<p>地方自治法第238条の5 昭和61年5月30日付け自治行第61号(自治事務次官通知)</p>	総務省				<p>地方自治法(財産の管理及び処分) 第二百三十七条 この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。 2 第二百三十八条の四第一項の規定の適用がある場合を除き、普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならない。 3 普通地方公共団体の財産は、第二百三十八条の五第二項の規定の適用がある場合で議会の議決によるとき又は同条第三項の規定の適用がある場合でなければ、これを信託してはならない。</p>	f その他	<p>ご提案の昭和61年5月30日付け自治行第61号(自治事務次官通知)は、公有地信託制度創設のための改正法案が議員立法により提出された際に、参議院地方行政委員会(当時)において「地方公共団体の公用、共用施設の建設等は、地方公共団体の本来の責任と負担において行われるべきものであることにかんがみ、これを主たる目的として信託が行われることのないよう十分に留意すること」とする附帯決議が行われたことを踏まえ、当時の改正法の施行通知としてこの旨を地方公共団体あてに周知した経緯があります。</p> <p>総務省としては、国会の附帯決議の趣旨を尊重することが重要であると考えておりますが、一般社団法人信託協会の提案や被災地の地方公共団体からの具体的な要望等を引き続き伺っていく所存です。</p>	

整理番号	分類	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容	提案理由	根拠法令等	所管官庁	抽出元			国民の声検討要請回答				
							FU	国民の声	委員提案	制度の現状	該当法令等	分類	内容	措置の概要(対応策)
24	日本再生	気象観測データの情報公開に関する規制緩和	気象検定に関する規制を緩和し、気象観測の実施と情報の公開を可能とすること	【概要】 気象観測データの活用について、国土交通省の検定を受けていない観測機による観測データの情報発信を行うことができない 【効果】 例えば(気象検定を受けていない)民間企業の観測する気象情報の情報公開が可能になれば、農家への気象情報の提供が可能となり、ICT利活用による農業生産性の向上に繋がるものと思料	気象業務法									
25	日本再生	観光関連業に従事しようとする外国人への在留資格・就労査証の要件緩和	観光関連業に従事する活動(案内士、宿泊施設・観光施設における接客業務等)について、在留資格「人文知識・国際業務」に追加するか、新たな在留資格「観光」等を創設し、外国人就労者の在留を認める。また法令等に明文化されていない査証発給基準についても同様の運用を行う	【概要】 現状、在留資格「人文知識・国際業務」においては「外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動」として「翻訳、通訳、語学の指導」等が認められているが、インバウンド観光に従事するガイドや宿泊施設・観光施設従業者等は明文上広く認められたものとはなっていない 【効果】 インバウンド観光の振興を考える場合、日本国内における外国語への対応力はポータルネットワークの一つになるものと考えられる。また外国人が日本の何を魅力に思うかは、外国人の属する国の文化的基盤や感受性によって様々な差異を持つものと考えられ、観光業に従事する外国人の視点で日本の魅力を再発見し情報発信力を高めることや、サービス・ホスピタリティを向上させることは、大変有用であると考えられる。	出入国管理及び難民認定法 出入国管理及び難民認定法 第七条第一項 第二号の基準を定める省令(上陸許可基準)									
26	日本再生	放送事業に関する規制緩和	・認定放送持株会社傘下の地上基幹放送事業者の放送対象地域の制限の緩和/(現状)12地域→(要望)47地域まで ・認定放送持株会社傘下の地上基幹放送事業者の放送対象地域の制限の緩和/(現状)同一地域は不可→(要望)同一地域可能	【概要】 国民の「表現の自由」を担保する為に、一の事業者が支配出来る放送局数を一に制限 【効果】 ・系列局全てを持株会社傘下に置いた体制が可能になる ・キー局同士の再編も可能になる	・放送法 ・総務省令「基幹放送の業務に関する表現の自由享有基準に関する省令」(マスメディア集中排除原則) ・総務省令「基幹放送の業務に関する表現の自由享有基準に関する省令の認定放送持株会社に関する特例を定める省令」									
27	日本再生	企画業務型裁量労働制に関する対象業務・労働者の拡大	①「事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析の業務」という業務制限を原則撤廃し、労使委員会で決議した業務であれば同制度を適用できるようにすべきである。 ②平12.1.1基発1号、平15.12.26基発1226002号により「対象労働者は、対象業務に常態として従事していることが原則であること」とされているが、「常態として」を「主として」に改め、一部定型業務を行っていても大部分を裁量的業務に従事していれば同制度の対象として認めるべきである。	企画業務型裁量労働制の対象は、「事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析の業務」であって、当該業務の性質上これを適切に遂行するにはその遂行の方法を大幅に労働者の裁量にゆだねる必要がある業務とされ、かつ、詳細な規制が課せられている。 業務の内容如何にかかわらず包括的な指示の下、業務遂行を自己裁量に委ねている労働者は増えており、現行の企画業務型裁量労働制の対象業務の範囲では狭すぎる。そこで、例えば、「個別の営業活動の業務」を企画業務型裁量労働制の対象としてはどうか。 また、上記②については、「労働基準法の一部を改正する法律案要綱」(2007年2月2日)において、「中小企業については、事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析の業務に主として従事する労働者について、企画業務型裁量労働制を適用することができることとする」とされており、大企業も含めて、制度見直しを行うべきである。 このような見直しを行うことにより、自律的で自由度の高い柔軟な働き方の選択肢が広がる。	労働基準法第38条の4 労働基準法第38条の4第1項の規定により同項第1号の業務に従事する労働者の適正な労働条件の確保を図るための指針(厚生労働省告示第353号)、平成12年1月1日基発1号、平成15年12月26日基発1226002号	厚生労働省				企画業務型裁量労働制の対象業務は、以下の要件のいずれにも該当することが必要です。 1. 事業の運営に関する事項についての業務であること 2. 企画、立案、調査及び分析の業務であること 3. 当該業務の性質上これを適切に遂行するにはその遂行の方法を大幅に労働者の裁量にゆだねる必要がある業務であること 4. 当該業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し使用者が具体的な指示をしないこととする業務であること 企画業務型裁量労働制については、使用者及び事業場の労働者を代表する者を構成員とする労使委員会を設置し、当該委員会がその委員の5分の4以上の多数による議決により法に定める事項に関する決議をし、かつ、使用者が当該決議を行政官庁に届け出た場合において、対象労働者にのみ労働時間を適用できることとなっています。	労働基準法第38条の4 労働基準法第38条の4第1項の規定により同項第1号の業務に従事する労働者の適正な労働条件の確保を図るための指針(平成15年厚生労働省告示第353号)	法律上の手当て又は予算要求が必要	対象業務について事業の運営に関する事項に限定しないこととするのは、対象業務が遂行の方法を大幅に労働者の裁量に委ねる必要があると考えられる業務以外に広がるおそれがあり、「事業活動の中核にある労働者が創造的な能力を十分に発揮するための環境整備を行う」という制度の趣旨に反するため、対応困難です。 また、企画業務型裁量労働制の対象業務・労働者の拡大に関しては、「労働時間法制の在り方について」の一環として、労働政策審議会労働条件分科会において検討が行われ、平成19年2月2日に、労働政策審議会から「労働基準法の一部を改正する法律案要綱」について答申を得ました。その中で中小企業について一部定型業務を行っていても大部分を裁量的業務に従事していれば同制度の対象とすることができることとする内容を含んでいましたが、裁量労働制の改正に関する部分については、事務系労働者の働き方に関する労働時間制度の在り方について各方面から様々な意見が出される中で、これらの事項は落とした上で労働基準法の改正案を国会に提出し、平成20年12月5日に成立、平成22年4月から施行されています。	

整理番号	分類	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容	提案理由	根拠法令等	所管官庁	抽出元			国民の声検討要請回答			
							FU	国民の声	委員提案	制度の現状	該当法令等	分類	内容
28	日本再生	自由化業務における労働者派遣の受入期間制限の緩和	自由化業務における受入期間の制限を緩和すべきである(例えば、現行の最長3年を5年に延長)。	<p>現行では、自由化業務の派遣受入期間は、原則1年、労働者の過半数で組織する労働組合等の意見聴取を経た場合でも、最長3年までしか認められていない。このため、派遣労働者が希望する場合であっても、制限期間を超えて継続就業することができないため、派遣先の変更など、受入期間制限は派遣労働者にとっても必ずしも好ましい制度とは言えない。</p> <p>自由化業務における受入期間制限を緩和することで、派遣労働者がより安定して就労することが可能となり、また、派遣先にとっても有効な活用の幅が広がるなど、雇用機会の拡大が期待できる。さらには、派遣労働者の同一の仕事における習熟度を高めることにもなり、派遣先としても、より長期的な視点に立った能力開発を行うインセンティブになるなど、結果的に派遣労働者の安定的なキャリア形成につながる。</p> <p>昨年の「国民の声」おかしなルールの見直しに関する提案(集中受付)における趣旨の要望に対し、厚生労働省は、「直接雇用されるべき労働者の代替となる恐れがあるため」、期間制限の緩和は不適切と考えるとの回答を示している。しかし、働き方の多様化が進む中において、必ずしも、派遣就労が「我が国の雇用慣行に悪影響を及ぼす恐れがある」とは言えない上、原則1年を超えた受入れに際しては、労働者の過半数代表からの意見聴取が求められることなどからも、期間制限を少なくとも5年程度延長することは問題ないと考えられる。</p>	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第40条の2	厚生労働省				労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第40条の2	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第40条の2	Ⅰ 法律上の手当て又は予算要求が必要	労働者派遣事業については、その利用の仕方によっては、労働者の安定した雇用機会の確保、長期雇用慣行を前提とした雇用の安定、職業能力の有効発揮、安定した労使関係など日本の雇用慣行に悪影響を及ぼすおそれがあります。このため、労働者派遣事業は、臨時的・一時的な労働力の需給調整の仕組みとして位置づけられており、この担保の手段として、派遣受入期間については、派遣先で直接雇用されるべき労働者の代替となるおそれが少ない専門的な知識等を必要とする業務等を除き、労働者派遣を活用する場合の共通のルールとして一定の制限を設けているところです。
29	日本再生	専門26業務における「付随的業務」の範囲等の見直し	<p>①業務取扱要領で示される「付随的」に行う業務の1割以下という制限を緩和すべきである。</p> <p>②専門26業務に関する疑義応答集において「付随的に行うものではない業務」として示されている解釈例を見直すべきである。</p> <p>③今般の東日本大震災における復興や、電力使用制限の際に伴う、付随的業務の弾力的な運用を容認すべきである。</p>	<p>①そもそも付随的業務を1割以下に制限する根拠が不明確であり、常用代替との防止の確保の観点を踏まえてもさらに一定程度の引上げは可能と判断する。</p> <p>②『専門26業務に関する疑義応答集』では、例えば、第5号業務の実施に伴うお茶くみや、郵便物の振り分けなどについては「専門業務にも付随的業務にも当たらない」として「全体として派遣可能期間の制限を受ける」とされているが、当該業務について、職場組織の運営上の必要性が認められるものについては付随的業務として認めていくことが求められる。</p> <p>③震災の影響等により、典型的な専門26業務が行えず、付随的業務の割合の増加や付随的業務にあたらぬ業務に従事せざるを得ない場合が想定される。当該派遣労働者を休業させる等の措置に比して、当該予定された業務以外であっても一時的に派遣就業を継続することの方が、派遣労働者の雇用の安定にも資するものとなる。このような情勢に鑑み、一時的に、付随的業務の弾力的な運用が求められる。</p>	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第40条の2 労働者派遣事業関係業務取扱要領 専門26業務に関する疑義応答集	厚生労働省				労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第40条の2 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令第4条 労働者派遣事業関係業務取扱要領 専門26業務に関する疑義応答集	Ⅰ 法律上の手当て又は予算要求が必要 b 検討(一部d 現行対応可能)	労働者派遣事業については、その利用の仕方によっては、労働者の安定した雇用機会の確保、長期雇用慣行を前提とした雇用の安定、職業能力の有効発揮、安定した労使関係など日本の雇用慣行に悪影響を及ぼすおそれがあります。このため、労働者派遣事業は、臨時的・一時的な労働力の需給調整の仕組みとして位置づけられており、この担保の手段として、派遣受入期間については、派遣先で直接雇用されるべき労働者の代替となるおそれが少ない専門的な知識等を必要とする業務等を除き、労働者派遣を活用する場合の共通のルールとして一定の制限を設けているところです。	
30	日本再生	大規模小売店舗に対する都市計画法による用途規制の緩和	大規模集客施設の立地可能用途地域の拡充すべきである。	<p>都市計画法の改正により、大規模商業施設の出店可能用途地域は、改正前の6用途地域(工業地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域)から3用途地域(近隣商業地域、商業地域、準工業地域)へと制限された。</p> <p>都市計画法改正の趣旨は、中心市街地の活性化であるが、これら出店規制が必ずしも中心市街地の活性化には結びついておらず、出店規制の緩和を要望する。</p>	都市計画法第12条の5第4項 中心市街地の活性化に関する法律	国土交通省				都市計画法第12条の5第4項 中心市街地の活性化に関する法律	Ⅴ 通達等による手当てが不要 d 現行対応可能	平成18年のまちづくり3法の見直しは、広域にわたり都市構造やインフラに大きな影響を与えるような大規模な集客施設の適正な立地を誘導するため都市計画法等を改正したものです。	

整理番号	分類	提案事項名(タイトル)	提案の具体的内容	提案理由	根拠法令等	所管官庁	抽出元			国民の声検討要請回答				
							FU	国民の声	委員提案	制度の現状	該当法令等	分類	内容	措置の概要(対応策)
31	日本再生 復旧・復興	再々開発事業に向けた都市再開発法の見直し	再開発ビルの建替えが可能となるよう、都市再開発法を見直す。少なくとも、下記「規制・制度改革に係る方針」の決定内容に加え、「規制・制度改革に関する分科会第二次報告書」での指摘の通り、都市再開発法第3条第3項の「当該区域内に十分な公共施設がないこと、当該区域内の土地の利用が細分されていること等」の規定は「当該区域内の土地の利用状況が著しく不健全であること」の例示であることを踏まえ、それ以外の当該区域内の土地の利用状況が著しく不健全であることの実態を明示するなど技術的助言を行うべきである。	都市再開発法(1969年制定)に基づく都市開発事業でできた再開発ビルのうち、30年以上前に事業完了した初期再開発事業のなかにはリニューアール・耐震補強の費用がかさみ、建替えを選択しなければならぬ再開発ビルが各地に見られ始めている(初期再開発事業等は全国で約300地区、ビル数で約860)。しかし、現行の都市再開発法では、再開発事業の施行区域の要件として、「当該区域内の土地利用が細分化されていること等により、当該区域内の土地利用が著しく不健全であること」とされているため、都市再開発法を活用した再々開発事業は困難とみられており、中心市街地の重要な地区に老体をさらすことになっている。元々そのような再開発ビルは都市計画で位置づけられ、まちづくりにとって重要な場所にあり都市のシンボルともなったビルであり、当該位置の重要性は変わらない。かかる地区で、まちづくりに重要なもの(中心市街地活性化法に基づき認定を受けた区域、都市再生特別措置法に定める緊急整備地域や密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に基づく防災再開発促進地区など)を再々開発事業地区として現行の再開発法に制度的な位置づけを行うなど、スムーズな事業展開が図れるようにする必要がある。 なお、昨年度提出した本件要望に対しては、「規制・制度改革に係る方針」(平成23年4月8日閣議決定)において、「過去に市街地再開発事業等により施行された地区の実態を把握するための調査を行い、調査結果を公表する。<平成23年度調査開始、可能な限り速やかに措置>」とされている。	都市再開発法第3条第3項	国土交通省	●	●	●	第一種市街地再開発事業は、施行地区内の権利者(土地所有者等)の権利を、権利変換の手法により、従後の施設建築物の一部等の権利に変換し、建築物、建築敷地及び公共施設を整備する事業です。 都市再開発法第3条において、第一種市街地再開発事業について都市計画に定めるべき施行区域とすることができる土地の区域の条件を規定しています。その条件の一つとして、同条第3号において、当該区域内の土地の利用状況が著しく不健全であることを定めており、当該区域内に十分な公共施設がないこと、当該区域内の土地の利用が細分されていることを例示しています。 近年、過去に市街地再開発事業等を実施済みの地区において、再度、市街地再開発事業の施行を検討している地区が見られることから、平成22年4月8日付け事務連絡において、都市再開発法に定める要件「土地の利用状況が著しく不健全であること」の適用については現行制度において対応可能であるため、幅広く相談していただくよう、地方公共団体宛に連絡し、関係団体向け周知しているところです。	都市再開発法第3条	d 現行対応可能	V 通達等による手当てが必要	ご提案の都市再開発法第3条第3号の適用の考え方に関しては、すでに平成22年4月8日付け事務連絡を发出し、地方公共団体へ提示しております。 市街地再開発事業を実施済みの地区において、再度、市街地再開発事業を実施する場合、地方公共団体と連携しながら、まちづくりの目標に照らして当該事業の必要性を明らかにした上で、都市計画への位置付け等を行い、認可権者である地方公共団体が「当該区域内の土地の利用状況が著しく不健全である」と判断することが必要です。
32	日本再生	年金脱退一時金制度の見直し	年金脱退一時金制度が実態に即した制度となるよう見直すべく早期に検討を開始すべきである。	現行の年金脱退一時金制度では、外国人が帰国する場合に返還される一時金の額が被保険者期間が36カ月以上で固定され、36カ月を超えて納付した保険料が掛捨てとなることから、高度な外国人材が離日を考える一つの契機に当たっている。 36カ月という脱退一時金の上限は、制度設計時の外国人の在留期間などが考慮された結果であるとされている。しかし今後高度外国人材の受け入れを進めて行く中で、外国人の在留の長期化が予想される。現に、2009年には入管法が改正され、一度に付与される在留期間の上限が3年から5年に伸張される(2009年7月15日から3年以内に施行)など、在留資格の面でも在留の長期化に向けた制度が構築されている。脱退一時金についても、外国人の在留の長期化に沿った制度の見直しに着手すべきである。	厚生年金保険法附則第29条	厚生労働省	●	●	●	我が国の年金制度は、一定の要件を満たした者については国籍に関わらず等しく適用されており、老齢のみならず障害や死亡のリスクについても保障の対象とされています。日本での滞在期間が短い外国人の方について保険料納付が老齢給付に結びつかないという問題は、本来的には社会保障協定の締結により解決すべき問題ですが、このような解決が図られるまでの間の臨時的かつ暫定的な特例措置として、外国人の方に対する脱退一時金制度を設けております。	厚生年金保険法附則第29条	b 検討	1 法律上の手当て又は予算要求が必要	日本での滞在期間が短い外国人について、受給資格期間が満たせず老齢給付に結びつきにくいという問題については、まずは、保険料の掛け捨て問題を解消し得る二国間での社会保障協定の締結により解決すべきものと考えております。 社会保障協定による解決が図られるまでの特例措置として、脱退一時金制度が設けられておりますが、脱退一時金の対象期間の上限は、我が国に在留する外国人全体の滞在期間の実態(脱退一時金の支給対象となる外国人のうち滞在期間3年以内の者の割合は約80%(平成22年版法務省出入国管理統計年報))や、日本人については、制度からの中途脱退を理由とした給付は一切なされないこととの均衡等を考慮して定められているものです。 一方、民主党のマニフェストにおいて、年金制度を例外なく一元化し、職種を問わず、納めた保険料を基に受給額を計算する「所得比例年金」や、消費税を財源とする月額7万円の「最低保障年金」を創設することを示しているところであり、政府としては、現行制度のあり方とともに、新制度の具体的な制度設計について、民主党での検討を踏まえて検討を進めてまいります。

◆分科会第2WGで検討するもの

1	復旧・復興	防災及び環境負荷低減に資する設備の規制緩和	防災及び環境負荷低減に資する設備の整備を進めるため、免震構造・制震構造設備、非常用発電機・発電室(事業継続可能な需要電力を自前で発電できる設備)、備蓄燃料タンク、コージェネレーション設備、緊急給水設備等、及び、災害発生時に行政中枢・業務中枢の維持・継続に資する設備に関する容積率、建ぺい率や高さに係る規制を緩和すべきである。 また、「建築基準法第52条第14項第1項の許可準則」で容積率制限の特例が認められている設備等についても適切な運用が図られるよう、適用条件等を明示すべきである。	平成23年3月25日の国住街第188号「建築基準法第52条第14項第1号の規定の運用等について(技術的助言)」において、省エネ・新エネ設備の導入促進のための容積率等の緩和が図られている。しかし、太陽光設備等の再生可能エネルギー施設以外のコージェネレーション設備等では、高さ制限のあるエリア等で容積率の緩和のみでは解決できないケースも生じており、建ぺい率や高さに関する規制の緩和も必要となっている。 また、今回の東日本大震災の発生も踏まえ、環境のみならず、建築物に対する防災設備を整備するニーズが高まっている。首都圏をはじめとする建築物の防災対応の促進は、優良な社会ストックの形成を促し、人々の安全にも資することとなる。そのため、免震装置等や非常用発電機、備蓄燃料タンク等に加え、防災拠点となるビルにおける必要設備(帰宅困難者受入スペースや地域防災センター等)の整備に関する容積率等の緩和が必要である。 一方、現状で「建築基準法第52条第14項第1号の許可準則」で容積率制限の特例が認められている設備等について、適用が認められないケースが生じている。そのため、適切な運用を図るべく、適用条件等を明示する必要がある。	建築基準法第52条、53条、56条 平成23年3月25日 国住街第188号	国土交通省	●	●	●	建築基準法第52条により建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合が、同法第53条により建築物の建築面積の敷地面積に対する割合が、同法第55条及び第56条により建築物の高さの限度が、用途地域ごとに定められています。 なお、法第52条に基づく容積率規制、法第53条に基づく建ぺい率規制、法55条に基づく絶対高さ制限については、特定行政庁が認めて許可することで各規定による限度を超えることが出来ます。	建築基準法	d 現行対応可能		(容積率・建ぺい率について) 平成23年3月に发出した新エネ・省エネ設備等に対する建築基準法52条第14項に基づく容積率緩和についての技術的助言において、建ぺい率緩和についても同法第53条第4項に基づく許可により再生可能エネルギーの利用拡大に向けた取組を支援されたい旨、通知しているところです。また、防災用備蓄倉庫等についても容積率緩和の対象となる旨明記しています。 なお、これらの緩和は、個別の建築計画等を踏まえて、周辺の市街地環境の悪化を招かない範囲内で各特定行政庁により個々に判断されるものです。 (高さ制限について) 良好な市街地環境を確保する観点から、建築物の高さに係る規制として斜線制限を設けているものですが、採光・通風等の周辺市街地環境を確保しつつ設計の自由度をあげることを可能とする制度(法第56条第7項に基づくいわゆる天空率)も設けられています。 また、低層住居専用地域における10m又は12mの絶対高さ制限については、特定行政庁が低層住宅に係る良好な居住環境を害するおそれないと認めて許可した場合には適用除外とできます。
2	復旧・復興	コージェネ、燃料電池による発電電力の電力買取制度の対象化	・今般震災を契機に、大規模集中電源への依存リスクが顕在化したことを踏まえ、今後は再生可能エネルギー、コージェネ、自家発電の供給源を多様化し、リスク分散と効率性を確保する分散型システムの導入を推進し、熱利用の有効活用を行いながら、社会全体として省エネ化を推進していくことが求められている。 また、総合資源エネルギー調査会基本問題委員会における論点整理で「天然ガスシフトを始め、環境負荷に最大限配慮しながら、化石燃料を有効活用すること」を基本的な方向の一つとして今後更に議論が深めていくことが必要状況。 ・欧米では、コージェネの①廃熱利用による高エネルギー効率性、②地域分散等によるエネルギーセキュリティの向上、③天然ガスの少CO2性に着目し、コージェネの普及促進に取組んでおり、その施策の一つとして、コージェネによる発電電力を電力買取制度の対象に組み入れている。 ・わが国も、コージェネ、燃料電池を電力買取制度の対象とし、両システムの経済性を向上させて需要家の導入インセンティブを高めることによって、両システムの普及促進及び天然ガスシフト推進のための施策の一つとして検討すべき。	【概要】 現状、わが国では、コージェネ、燃料電池による発電電力は電力買取制度の対象外。 【効果】 ・コージェネ、燃料電池を電力買取制度の対象とし、その経済性を高めれば、分散型エネルギーシステムの普及拡大、廃熱利用によるエネルギーの効率化(=社会全体の省エネ化)、天然ガスシフトによる温暖化対策の推進が可能に	・電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 第二条			●						

整理番号	分類	提案事項名(タイトル)	提案の具体的内容	提案理由	根拠法令等	所管官庁	抽出元			国民の声検討要請回答				
							FU	国民の声	委員提案	制度の現状	該当法令等	分類	内容	措置の概要(対応策)
◆分科会フォローアップで検討するもの														
1	日本再生	一般用医薬品のインターネットを含む通信販売規制の見直し	一刻も早く安全かつ平等に医薬品を供給するための制度設計について科学的根拠に基づく議論を開始し、第3類以外の一般用医薬品についても広く通信販売が可能となるよう、所要の法令整備を早急に図るべきである。	2009年6月に施行された厚生労働省が定める省令により、従来適法に行なわれていた一般用医薬品の通信販売は、「対面の原則」のもと全面的に禁止された。一般用医薬品が通信販売で購入できなくなったことにより、健康の維持や体調管理に不安を訴える切実な声が事業者に多数寄せられており、販売継続を求める署名も150万を超えている。国民の健康の維持を図る観点からは、全ての国民に平等に安全に医薬品が届けられることが前提であり、今後も増え続ける買い物弱者対策の観点からも、インターネットをはじめ、消費者にとって利便性が高い通信販売を含めたかたちで供給体制を構築すべきである。 なお、本件については、規制・制度改革に係る追加方針(平成23年7月22日閣議決定)において「安全性を確保する具体的な要件の設定を前提に、第三類医薬品以外の薬局・薬店による郵便等販売、及びその他の工夫も含め、当面の合理的な規制の在り方について検討し、可能な限り、早期に結論を得る。」とされているが、平成23年度中に結論を得ることを目指して、検討を急ぐべきである。	改正薬事法第36条の5、6 改正薬事法施行規則第15条の4・第142条(準用)、第159条の15、16 薬事法施行規則等の一部を改正する省令附則第23条～第28条 薬事法施行規則等の一部を改正する省令	厚生労働省	●	●	●	一般用医薬品の郵便等販売(インターネット、電話等で注文を受け付け、郵便等で配達すること)については、副作用等のリスクの低い第3類医薬品に関してのみ、認められています。 なお、経過措置として、平成25年5月末までは、第2類医薬品等に関して、平成21年6月以前に購入歴のある者が継続購入する場合及び離島居住者による購入については、一定の条件の下、「郵便等販売」が認められています。	薬事法第36条の5、6 薬事法施行規則第15条の4、第142条(準用)、第159条の15、第159条の16、第159条の17 薬事法施行規則等の一部を改正する省令附則第23条～第28条	b 検討	I 法律上の手当て又は予算要求が必要 平成23年7月22日の閣議決定で、「一般用医薬品のインターネット等販売の見直し」について、「安全性を確保する具体的な要件の設定を前提に、第三類医薬品以外の薬局・薬店による郵便等販売、及びその他の工夫も含め、当面の合理的な規制の在り方について検討し、可能な限り、早期に結論を得る。」等とされています。 現在、安全性を確保する具体的な要件を検討するため、薬剤師等の情報提供や郵便等販売の状況等を調査しています。 その結果等を踏まえて、当面の合理的な規制の在り方について、引き続き検討を行う予定です。	
2	日本再生	【山田委員提案】 処方箋の電子化	処方箋の電子文書作成が可能となれば、病院等に行かずに処方箋の申請や受領が可能となり、遠隔医療の普及に弾みをつけるためにも必要な改革と見做す	【概要】 現行制度化において、処方箋は電子文書として作成することができない 【効果】 遠隔医療は高齢者を中心としてICT活用へのキラーコンテンツとなる可能性もあり、我が国のブロードバンドの一層の普及に貢献するものと思料	「厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令」									
		【「国民の声」経団連提案】 処方箋の電子化	患者本人を特定する仕組みを整えた上で、EHR/PHR(Electric/Personal Health Record)等を介し、処方・調剤・服薬に係る情報を患者・医療従事者・薬剤師等で共有できる仕組みを整えるべきである。	現行、処方せんは、紙媒体を前提に、医師が患者に交付し、患者が薬局に提出する運用であり、電子的な交付及び作成は認められていない。 処方せんの電子化を進めることにより、医療機関・薬局間の情報共有の効率化、疑義照会内容や後発品への変更の状況把握、医薬品の相互作用やアレルギー管理等の情報蓄積や活用等が可能となる。また、患者は服薬履歴を容易に蓄積し、正確な情報を受診時に提示するなどにより、適切な診療につながる。また、調剤・服薬履歴を照会できれば、災害・救急等の緊急時に、迅速・確実な対応が可能となる。このほか、遠隔医療の推進の側面からも処方せんの電子交付に係る環境整備は必要である。 現在、政府において、「どこでもMY病院」構想や日本版EHRIに係る検討が始まっているが、検討課題の整理だけでなく、具体的な規制改革に着手すべきである。 なお、「規制・制度改革に係る方針(2010年6月18日閣議決定)」では、「処方せん発行にかかる考え方を整理する(平成23年度中結論)」とされており、本件要望も含め早急に結論を得て措置すべきである。	医師法(昭和23年法律第201号)第20条、第22条 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律等の施行等について(平成17年3月31日医政発第0331009号、薬食発第0331020号、保発第0331005号)	厚生労働省	●	●	●	医師法の第22条で「医師は、患者に対し治療上薬剤を調剤して投与する必要があると認められた場合には、患者又は現にその看護に当たっている者に対して処方せんを交付しなければならない。」となっており、医師法施行規則の第21条では「医師は、患者に交付する処方せんに、患者の氏名、年齢、薬名、分量、用法、容量、発行の年月日、使用期間及び病院若しくは診療所の名称及び所在地又は医師の住所を記載し、記名押印又は署名しなければならない。」となっているが、「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律」(平成16年法律第149号。(以下「e-文書法」という。))及び厚生労働省令が施行され、作成・保存することを義務付けられている文書等の電磁化が認められた後にも、調剤を行うために患者等に交付する処方せんについては、「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律等の施行等について(平成17年3月31日医政発第0331009号、薬食発第0331020号、保発第0331005号)」により、同法の適用対象外とされています。	医師法(昭和23年法律第201号)第22条、医師法施行規則(昭和23年厚生省令第47号)第21条	b 検討	I 法律上の手当て又は予算要求が必要 処方せんの電磁的な交付については、その利点や問題点、解決すべき課題などにつき、平成20年7月に報告書「処方せんの電子化について」としてまとめられています。現在、IT戦略の工程表(シームレスな地域連携医療の実現)により、処方せんの電磁的交付の考え方について、平成23年度中に結論を得るため、厚生労働省としても現在検討中です。	

